

高知県土地基本条例をここに公布する。

高知県土地基本条例

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 基本理念（第2条 第5条）

第3節 県等の責務（第6条 第8条）

第2章 基本的施策

第1節 土地に関する基本的施策（第9条 第13条）

第2節 市町村の土地利用計画の尊重等（第14条）

第3章 開発計画の調整に関する手続等

第1節 総則（第15条・第16条）

第2節 開発計画の協議等（第17条 第20条）

第3節 協議後開発計画の届出等（第21条 第23条）

第4節 協議後開発計画の変更等（第24条 第31条）

第5節 開発協定の締結（第32条）

第6節 開発行為の実施等（第33条 第35条）

第4章 雑則（第36条 第41条）

第5章 罰則（第42条 第45条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この条例は、土地についての基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、土地利用の基本方向を示すことによって土地政策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県土の適正な利用、開発及び保全を行うことによってその秩序ある発展を図り、もって県民生活の安定向上及び地域社会の振興に寄与するとともに、県土をよりよい状態で次世代に引き継いでいくことを目的とする。

第2節 基本理念

（土地についての公共の福祉優先）

第2条 土地は、限られた貴重な資源であること、県民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に関係する特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

（適正な利用及び土地利用計画に従った利用）

第3条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。

2 土地は、地域の特性に従って適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画（以下「土地利用計画」という。）に従って利用されるものとする。

（環境の保全と地域社会の振興との調和のとれた利用）

第4条 土地は、環境の保全と地域社会の振興との調和が図られるよう、地域社会の持続可能な発展を基本として利用されるものとする。

（住民の視点に立った利用）

第5条 土地は、住民の生活及び活動の基盤であることから、住民の視点に立って、地域の実情に合うよう利用されるものとする。

第3節 県等の責務

（県の責務）

第6条 県は、前節に規定する土地についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなけれ

ばならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、土地の利用に当たっては、基本理念に従わなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第8条 県民は、土地の利用に当たっては、基本理念を尊重しなければならない。

2 県民は、県及び市町村が実施する土地に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 土地に関する基本的施策

(県土の保全及び安全性の確保)

第9条 県は、県土の保全及び安全性の確保を図るため、防災に配慮した計画的かつ適正な土地利用について必要な措置を講ずるものとする。

(環境及び文化への配慮)

第10条 県は、健康で文化的な県民生活の維持向上を図るため、環境及び文化に配慮した適正な土地利用について次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 優れた自然環境等の保全及び希少動植物の保護

(2) 歴史的文化的な環境及び景観並びに地域文化の保存及び活用

(地域区分に応じた土地利用)

第11条 県は、良好な都市環境の確保及び形成、機能的な都市基盤の整備、美しく個性ある都市景観の形成並びに水循環、資源及びエネルギーの利用の効率化等に配慮した環境への負荷の少ない都市の形成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、農業地域の保全及び有効利用を図るとともに、良好な生産環境及び生活環境の一体的な形成に努め、地域の実情に応じた計画的かつ適正な利用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、森林地域の保全及び有効利用を図るとともに、森林地域の有する諸機能が高度に発揮されるように努め、地域の実情に応じた計画的かつ適正な利用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、県民が自然公園地域及び自然保全地域の恩恵を広く享受し、その自然環境を次世代に引き継ぐことができるよう、自然環境の保全及び適正な利用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の連携による総合的な土地利用)

第12条 県は、土地利用に関する施策の立案及び実施に当たっては、土地利用の調整の必要な段階で他の施策と適切に連携することにより、総合的かつ適正な土地利用を図るものとする。

(土地に関する情報の整備及び提供)

第13条 県は、地形、地質等の情報、適正な土地取引の指標となる地価情報、土地利用の規制に関する情報、文化財の情報等土地に関する情報を整備し、提供するように努めるものとする。

第2節 市町村の土地利用計画の尊重等

第14条 県は、市町村の土地利用計画を尊重し、これに基づく土地利用に関する施策と連携するものとする。

2 県は、市町村が土地利用計画を策定するに当たっては、必要な資料の提供等の協力をするものとする。

第3章 開発計画の調整に関する手続等

第1節 総則

(定義)

第15条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 土地の区画形質の変更で、規則で定めるものをいう。

(2) 開発区域 開発行為が行われる土地の区域(開発行為が隣接し、又は機能的に一体と認められる土地の区域において行われるときは、当該土地の区域)をいう。

(3) 事業者 開発行為に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文主又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

(4) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、水道、下水道、河川、水路、ため池、消防の用に供する貯水施設その他の公共の用に供する施設をいう。

(5) 公益的施設 教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

(事前手続)

第16条 事業者は、次条第1項又は第2項に規定する開発行為が法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の行為(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等に係る申請等の手続に先立ち、同条から第26条までに規定する手続を経なければならない。

第2節 開発計画の協議等

(開発計画の提出)

第17条 事業者は、開発区域の面積が10ヘクタール以上の開発行為をしようとするときは、開発計画をあらかじめ、知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はその他規則で定める公的な団体が行う開発行為
 - (2) その他公共の利益となる開発行為で、規則で定めるもの
- 2 前項本文の規定にかかわらず、事業者は、開発区域の面積が5ヘクタール以上のゴルフ場の新設又は既設のゴルフ場と一体として5ヘクタール以上のゴルフ場の増設(増設をする部分が1ヘクタール未満のものを除く。)をしようとするときは、開発計画をあらかじめ、知事に提出しなければならない。

3 前2項に規定する開発計画(以下「開発計画」という。)の提出は、次に掲げる事項を記載した書類(第19条第1項において「開発計画書」という。)に規則で定める図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発区域の位置及び面積
- (4) 開発計画の概要
- (5) 開発区域及びその周辺の自然環境及び希少動植物の生息又は生育の状況
- (6) 開発区域及びその周辺の歴史的文化的遺産の状況
- (7) その他規則で定める事項

(開発計画の周知)

第18条 事業者は、開発計画の提出後、開発関係区域の住民その他の関係者に対して、開発計画の内容を説明し、開発計画についての意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する開発関係区域の住民その他の関係者とは、当該開発行為により直接の影響が及ぶ地域内に所有権その他の権利を有するものをいい、その地域及び関係者の範囲は、事業者が関係市町村長(当該開発行為により直接の影響が及ぶ地域を管轄する市町村長をいう。以下同じ。)と協議して定めるものとする。この場合において、地域及び関係者の範囲について事業者と関係市町村長との協議が調わないときは、知事が両者の意見を聴いて定めるものとする。

3 事業者は、関係市町村長の意見を聴き、第1項の規定による開発計画についての説明及び意見の聴取(以下「開発計画の説明等」という。)を行うための計画(以下「説明計画」という。)を作成し、開発計画の説明等の実施を予定する日の7日前までに知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定により届出があった説明計画について、必要があると認めるときは、事業者に対し、変更を命ずることができる。

5 開発計画の説明等の場において開発関係区域の住民その他の関係者から出された意見について、当該意見が開発計画に反映されることが合理的であると認められるときは、事業者は、誠実に対応しなければならない。

6 知事は、第1項から第3項まで及び前項に規定する事項に関し、事業者又は関係市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 事業者は、開発計画の説明等の状況について、説明計画(第4項の規定に基づき変更を命じられたときは、変更後の説明計画をいう。以下同じ。)による開発計画の説明等が終了した後遅滞なく、知事に報告しなければならない。ただし、開発計画の説明等が終了する前に知事から報告を求められたときは、中間報告をしなければならない。

8 事業者は、説明計画による開発計画の説明等が終了した後に、地域の状況等から開発計画の説明等が不十分であるとして、知事から更に開発計画の説明等の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

(関係市町村長の意見の聴取及び尊重)

第19条 知事は、開発計画の提出があったときは、関係市町村長に当該開発計画書の写しを送付し、当該開発計画についての意見を求めるものとする。

2 知事は、前項の規定により関係市町村長から出された意見が適正かつ合理的な根拠を有すると認めるときは、これを尊重するものとする。

(開発計画の協議)

第20条 知事は、開発計画の提出があった場合は、遅滞なく、当該開発計画に係る次に掲げる事項について事業者と協議し、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該開発計画の中止、変更その他必要な措置をとるよう助言又は勧告をすることができる。

- (1) 公表されている土地利用計画との整合性
- (2) 開発計画に係る資金計画の内容
- (3) 開発区域及びその周辺の自然環境及び希少動植物の生息又は生育の状況
- (4) 開発区域及びその周辺の歴史的文化的遺産の状況
- (5) 前条第 1 項の規定による関係市町村長の意見
- (6) 開発計画の説明等及び第18条第 5 項の規定による対応の状況
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、開発計画が、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第 5 号)、高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号) 及び採石法(昭和25年法律第291号) による許可等を要しない開発行為に係るものである場合は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち規則で定める事項について事業者と協議し、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該開発計画の中止、変更その他必要な措置をとるよう助言又は勧告をすることができる。

- (1) 開発区域内の排水施設の構造及び能力
- (2) 開発区域内の法(のり) 面の構造
- (3) 開発区域内の公共施設及び公益的施設の構造、規模及び能力
- (4) 開発区域周辺の公共施設の構造、規模及び能力
- (5) 開発区域に係る用水確保の状況

3 前項各号に掲げる事項に係る技術基準は、規則で定める。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づく助言又は勧告をしないときは、その旨を事業者に通知するものとする。

第 3 節 協議後開発計画の届出等

(協議後開発計画の届出)

第21条 事業者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が終了した後、当該協議を経た開発計画(以下「協議後開発計画」という。) を知事に届け出なければならない。

2 協議後開発計画の届出は、次に掲げる事項を記載した書類(次条において「協議後開発計画書」という。) に規則で定める図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発区域の位置及び面積
- (4) 協議後開発計画の概要
- (5) 開発区域及びその周辺の自然環境及び希少動植物の生息又は生育の状況
- (6) 開発区域及びその周辺の歴史的文化的遺産の状況
- (7) その他規則で定める事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、開発計画の説明等及び前条第 1 項又は第 2 項の規定による協議の結果、開発計画について変更の必要がないと知事が認めるときは、同条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が終了した時をもって、開発計画を協議後開発計画とみなし、その届出があったものとみなす。

4 知事は、前項の規定により開発計画を協議後開発計画とみなしたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(関係市町村長の意見の聴取)

第22条 知事は、協議後開発計画の届出があった場合は、関係市町村長に当該協議後開発計画書の写しを送付し、当該協議後開発計画についての意見を求めるものとする。ただし、前条第 3 項の規定により開発計画を協議後開発計画とみなしたときは、この限りでない。

(協議後開発計画に係る命令)

第23条 知事は、協議後開発計画が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、事業者に対し、当該協議後開発計画の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、第1号に規定する市町村の土地利用計画に適合するかどうかの審査について当該市町村長と協議するものとする。

- (1) 条例に基づく県及び当該開発区域が所在する市町村の土地利用計画に適合しないもの
 - (2) 事業者の資力及び信用に照らして開発行為の適正な遂行が困難であるもの
 - (3) 関係市町村長から適正かつ合理的な根拠をもって不適當である旨の意見が出されたもの
 - (4) 開発計画の説明等が、説明計画の全部又は一部について、事業者の責めに帰すべき事由により行われていないもの又は行われたといえないもの
- 2 協議後開発計画が第20条第2項に規定する法律及び条例による許可等を要しない開発行為に係るものである場合において、知事は、当該協議後開発計画が前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるもののうち規則で定めるものに該当すると認めるときは、事業者に対し、当該協議後開発計画の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺に溢(いっ)水、汚水の流出等による被害が生じないような構造及び能力で適切に配置されるように措置されていないもの
 - (2) 擁壁等が、がけ崩れ又は土砂の流出による被害が生じないように措置されていないもの
 - (3) 開発区域内の公共施設及び公益的施設が、当該開発行為の目的及び規模に照らして災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模及び能力で適切に配置されるように措置されていないもの
 - (4) 開発区域周辺の公共施設が、当該開発行為の目的及び規模に照らして災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模及び能力で適切に配置されるように措置されていないもの
 - (5) 開発区域について将来想定される需要に応じられる量の用水の確保の見通しが無いもの
- 3 前項各号に掲げる事項に係る技術基準は、規則で定める。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に基づく命令をしようとするときは、あらかじめ、高知県国土利用計画審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、第1項又は第2項の規定に基づく命令をするときは、遅滞なく、その旨及び理由を事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、第1項又は第2項の規定に基づく命令をしないときは、その旨を事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項又は第2項の規定に基づく命令は、協議後開発計画の届出があった日から起算して6月を経過した後又は前項の規定による通知をした後は、することができない。

第4節 協議後開発計画の変更等

(協議後開発計画の変更)

第24条 事業者は、協議後開発計画の届出をした後、当該開発行為が完了するまでの間に、協議後開発計画の内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定による変更の届出(以下この条において「変更届」という。)をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手してはならず、又は当該変更に係る工事を停止しなければならない。
- 3 変更届は、変更する事項の内容及び変更する理由を記載した書類に規則で定める図書を添えて行うものとする。
- 4 事業者は、変更届の内容から当該協議後開発計画の変更が新たな開発行為に当たるとして、知事からその旨の通知を受けたときは、第17条第1項又は第2項の規定により新たに開発計画を知事に提出しなければならない。
- 5 事業者は、変更届の内容から協議後開発計画の変更の協議が必要として、知事からその旨の通知を受けたときは、変更に係る開発計画(以下「変更開発計画」という。)を知事に提出しなければならない。
- 6 変更開発計画の提出は、次に掲げる事項を記載した書類に規則で定める図書を添えて行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 開発区域の位置及び面積
 - (3) 変更の理由

- (4) 変更開発計画の概要
 - (5) その他規則で定める事項
- 7 第18条から前条までの規定は、第5項の規定により変更開発計画が提出された場合について準用する。ただし、知事が当該変更の内容から必要がないと認め、事業者に通知した手続については、これを省略することができる。
- 8 知事は、変更届の内容から第4項及び第5項に規定する手続を行う必要がないと認めるときは、その旨を事業者に通知するものとする。
(命令に従った変更)
- 第25条 事業者は、第23条第1項又は第2項(前条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく変更命令に従って協議後開発計画を変更しようとするときは、変更開発計画を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により提出された変更開発計画の内容が第23条第1項又は第2項(前条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく変更命令に従ったものであると認めるときは、その旨を事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な助言又は勧告をすることができる。
(命令に従った必要な措置の実施)
- 第26条 事業者は、第23条第1項又は第2項(第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく必要な措置をとるべきことの命令に従って必要な措置を実施しようとするときは、命じられた措置の実施計画(以下「措置実施計画」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 措置実施計画の提出は、次に掲げる事項を記載した書類に規則で定める図書を添えて行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 実施する場所
 - (3) 実施する措置の概要
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 知事は、措置実施計画の内容が第23条第1項又は第2項(第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく必要な措置をとるべきことの命令に従ったものであると認めるとき(措置実施計画の内容に従って必要な措置が実施されたことを確認する必要がある場合は、当該措置が実施されたと認めるとき)は、その旨を事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な助言又は勧告をすることができる。
(地位の承継)
- 第27条 事業者について相続、合併又は分割(開発計画又は協議後開発計画に基づく開発行為に係る事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該開発行為に係る事業を承継した法人は、事業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 事業者から当該開発区域内の土地の所有権その他の権利を取得した者は、知事の承認を受けて、事業者の地位を承継することができる。
(開発行為の廃止)
- 第28条 事業者は、協議後開発計画の届出をした後、当該協議後開発計画又は当該開発行為を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。
(廃止に伴う必要な措置)
- 第29条 事業者は、前条の規定により開発行為を廃止したときは、必要に応じ、災害の発生の防止、自然環境の復元等の措置をとらなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により措置をとるに当たっては、その実施計画を知事に提出し、協議しなければならない。
- 3 知事は、前条の規定による届出又は前項の規定による協議があった場合において、災害の発生の防止、自然環境の復元等のために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(開発行為の休止及び再開)
- 第30条 事業者は、協議後開発計画に基づく開発行為を6月を超えて休止しようとするときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による休止の期間は1年以内とし、事業者は必要に応じ、更新するものとする。
- 3 事業者は、休止した開発行為を再開しようとするときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休止に伴う必要な措置)

第31条 事業者は、前条第1項の規定により開発行為を休止しようとするときは、必要に応じ、災害の発生防止等の措置をとらなければならない。

- 2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する開発行為の休止について準用する。この場合において、同条第3項中「災害の発生防止、自然環境の復元等」とあるのは、「災害の発生防止等」と読み替えるものとする。

第5節 開発協定の締結

第32条 事業者は、関係市町村長から開発行為に関する協定の締結を求められたときは、誠実にこれに応ずるものとする。

第6節 開発行為の実施等

(開発行為の着手の制限)

第33条 事業者は、協議後開発計画の届出をした後であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日以後でなければ、当該開発行為に着手してはならない。

- (1) 第23条第1項又は第2項(第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令を受けないうとき 第23条第6項(第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日
- (2) 第23条第5項及び第6項(第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けなかったとき 第23条第7項(第24条第7項において準用する場合を含む。)に規定する期間を経過した日
- (3) 第24条第7項ただし書の規定により第18条から第23条までに規定するすべての手続を経る必要がないと認められたとき 第24条第7項ただし書の規定による通知を受けた日
- (4) 第24条第8項の規定により同条第4項及び第5項の手続を行う必要がないと認められたとき 同条第8項の規定による通知を受けた日
- (5) 第25条第1項の規定により変更開発計画を知事に提出しなければならないとき 同条第2項の規定による通知を受けた日
- (6) 第26条第1項の規定により措置実施計画を知事に提出しなければならないとき 同条第3項の規定による通知を受けた日

(開発行為の着手及び完了の届出)

第34条 事業者は、協議後開発計画に基づく開発行為に着手したとき及び当該開発行為が完了したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(長期にわたり着手しない開発行為)

第35条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する開発行為について、当該各号に該当する開発行為となった日以後遅滞なく、当該開発行為の着手又は再開をしない理由、着手又は再開の予定時期その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 第33条各号に掲げる日から起算して5年を経過した日において、着手していないもの
 - (2) 着手した開発行為の休止の期間が5年を超えるもの
- 2 事業者は、前項の規定により報告した着手又は再開の予定時期を経過したときに当該開発行為の着手又は再開をしていないときは、遅滞なく、同項に規定する事項を知事に報告しなければならない。
 - 3 知事は、前2項の規定による報告があったときは、事業者に対し、当該開発行為を廃止するよう助言又は勧告をすることができる。

第4章 雑則

(開発行為の停止等の命令)

第36条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工事その他の開発行為に係る行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて原状の回復その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第23条第6項(第24条第7項において準用する場合を含む。)、第24条第7項ただし書若しくは第8項、第25条第2項又は第26条第3項の規定による通知(第24条第7項ただし書の規定による通知にあっては、同項ただし書の規定により第18条から第23条までに規定するすべての手続を経る必要がない旨の通知に限る。)を受け、開発行為に着手した事

業者又は当該事業者から工事を請け負った者（下請人を含む。）

(2) 第23条第1項又は第2項（第24条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反して開発行為に着手した事業者又は当該事業者から工事を請け負った者（下請人を含む。）

(3) 第33条の規定に違反して開発行為に着手した事業者又は当該事業者から工事を請け負った者（下請人を含み、前号に該当する事業者又は当該事業者から工事を請け負った者（下請人を含む。）を除く。）

（報告等及び立入検査）

第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から工事を請け負った者（下請人を含む。以下「工事請負人」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、開発区域又は事業者若しくは工事請負人の事務所に立ち入り、開発行為の実施の状況又は開発行為に関する図書その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び公表）

第38条 知事は、事業者又は工事請負人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第16条の規定に違反したとき。

(2) 前条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(3) 前条第2項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、事業者又は工事請負人が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該事業者又は工事請負人に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村条例との関係）

第39条 市町村が開発行為等に関して制定する条例の内容が、この条例の趣旨にのっとったものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、当該市町村の区域における開発行為については、この条例の規定を適用しない。ただし、開発区域が複数の市町村にわたる場合は、この限りでない。

（損失補償）

第40条 県は、第23条第1項又は第2項（第24条第7項において準用する場合を含む。）の規定により処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項又は第2項（第24条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反して開発行為に着手した者

(2) 第29条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者

(3) 第36条の規定に基づく命令に違反した者

第43条 第33条の規定に違反して開発行為に着手した者（前条第1号に該当する者を除く。）は、30万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第45条 第27条第2項、第28条、第30条第1項若しくは第3項又は第34条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象となる開発行為について、当該開発行為に係る事業者が高知県開発事業指導要綱（昭和49年12月24日施行。以下この項において「要綱」という。）第4条の規定により開発事業の届出をしているときは、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後も、引き続き要綱の定めるところにより開発事業の手続を行うことができる。